

第 1 0 2 回安来市議会定例会

(令和 5 年・令和 6 年)

6 月定例会議議案

(予算関係) 説明資料

番号	議案名	ページ
議第 9 0 号	令和 6 年度安来市一般会計補正予算 (第 2 号)	
	(1) 切川地区工業用地造成調査事業 (債務負担行為)	1
	(2) 広域連携事業 (中海・宍道湖・大山圏域市長会)	2
	(3) 放課後児童健全育成事業	3
	(4) 児童手当給付事業	4
	(5) 新型コロナウイルスワクチン接種事業	5

○切川地区工業用地造成調査事業（債務負担行為）

1. 事業概要

株式会社出雲村田製作所が、安来市への新工場設置を検討しており、必要な用地の取得を進めていくことを決定した。

なお、工場立地は現時点で確定したのではなく、今後、用地の確保見込みや地質調査等の結果を踏まえて最終決定される。

同社が必要とする工業用地の造成事業について、島根県が実施する方向で、同社、県及び市で調整中であり、県において用地取得に向けた確認や各種調査を実施中である。

同社、県及び市において、この事業における費用負担や責任分担等を定めた協定を締結し、事業を進めることとしており、令和5年度中の協定締結に向けて調整してきたが、調整に時間を要したため、令和5年度中の協定締結に至らなかった。

この協定締結にあたっては、事業中止になった場合の費用負担を担保するために、令和5年度予算として債務負担行為の設定をしたが、協定締結が本年度になったことから、県及び市ともに改めて債務負担行為を設定し、速やかに協定を締結する予定としている。

2. 債務負担行為の期間、限度額及び財源内訳

(1) 期間

令和6年度

(2) 限度額及び財源内訳

70,592千円（うち一般財源70,592千円）

（県負担額のうち15%の額）

議第90号

令和6年度安来市一般会計補正予算（第2号） 説明資料

政策推進部政策企画課

○広域連携事業（中海・宍道湖・大山圏域市長会）

（2款 総務費 1項 総務管理費）

1. 事業概要

日韓国際定期貨客船の運航再開に伴い、鳥取県と中海・宍道湖・大山圏域市長会（以下「圏域市長会」という。）で実施していた運航奨励金による支援を再開することから、従前の各市負担割合に基づき、圏域市長会に負担金を支出するもの。

（これまでの経過）

DBS クルーズフェリー社が平成21年から令和元年11月まで運航していたが、新型コロナウイルス感染症等の影響により、今後の集客の見通しがたたないことから、同社は令和2年4月に韓国海洋水産部へ運航免許を返納し、廃業した。

令和2年度以降、境港－東海間の運航が無かったが、貨客船を引き継いだトゥウォン商船株（本社：東海市）により、この航路の運航が令和6年8月から再開される。

2. 事業費及び財源内訳

（1）事業費 750千円（負担金）

（2）財源内訳 一般財源 750千円

3. 事業内容

（1）運航奨励金 1航次当たり1,000千円を交付

（2）負担割合 鳥取県が7割、圏域市長会が3割を負担

	鳥取県	境港市	米子市	松江市	出雲市	安来市	計
負担額 (千円)	27,300	6,450	1,500	1,500	1,500	750	39,000
負担割合 (%)	70	30					100

※令和6年度は、39航次を予定

○放課後児童健全育成事業（3款 民生費 2項 児童福祉費）

1. 事業概要

令和5年度に比べ、放課後児童クラブ利用のニーズが増となり、令和6年度利用申請があった児童の内、48名の児童について受け入れができない状況となった。

現在は、26名の待機申請が提出されており、希望されるクラブの受け入れ定員も上限に達している中、その受け入れ対策が急務となっている。

当面の対応として、夏休み限定となる放課後児童クラブを臨時開設するもの。

2. 事業費及び財源内訳

(1) 事業費		2, 200 千円（委託料、需用費）
(2) 財源内訳	県支出金	1, 000 千円
	その他	260 千円
	一般財源	940 千円

※県支出金：長期休業一時預かり実施支援事業補助金

※その他：放課後児童クラブ利用料（@13,000円）

3. 事業内容

臨時開設に伴う運営委託とカーペット、下駄箱等のクラブの運営に必要な備品を整備する。

(1) 開設場所は能義小学校図工室を使用する。

(2) 受入れ定員は20名程度を設定する。

(3) 受入れ対象範囲は市内の全小学校校区とする。

(4) 運営は既存クラブの協力及びシルバー人材センターからの派遣により、支援員等を確保する。

○児童手当給付事業（3款 民生費 2項 児童福祉費）

1. 事業概要

令和5年12月22日に閣議決定された「こども未来戦略」において、児童手当の抜本的拡充として、①所得制限の撤廃、②高校生年代までの支給期間の延長、③多子加算について第3子以降3万円とすることが示され、令和6年1月26日開会の国会において「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案」が提出され、令和6年10月から実施することとされている。

また、児童手当の支払月を隔月（偶数月）の年6回とする児童手当法の改正が併せて行われ、改正後の初回支給を令和6年12月に行うこととされている。

上記の制度改正に対応し、支給事務がスムーズに行えるよう、システム改修に係る費用を計上するもの。

2. 事業費及び財源内訳

(1) 事業費 2,700千円（委託料）

(2) 財源内訳 国庫支出金 2,700千円

※子ども・子育て支援事業費補助金

○新型コロナウイルスワクチン接種事業（4款 衛生費 1項 保健衛生費）

1. 事業概要

新型コロナウイルスワクチンの接種については、令和6年度より予防接種法に基づいたB類疾病の定期接種となり、65歳以上の高齢者に対し、年1回の接種を行うもの。

2. 事業費及び財源内訳

(1) 事業費	92,100千円
	(報酬、需用費、役務費、委託料、扶助費)
(2) 財源内訳	国庫支出金 [56,025千円
	一般財源 [36,075千円

3. 事業内容

各医療機関による個別接種を行うもので、高齢者インフルエンザ予防接種と同様の接種体制を確保する。

(接種記録管理、予診票の作成、接種委託料の支払い等)

(1) 接種の対象者

65歳以上の高齢者等

(2) 接種見込人数

6,750人

(対象者数約13,500人、接種率50%を見込む)

(3) 接種回数、期間

年に1回、秋冬に実施

(4) 接種費用の内訳

助成金	8,300円
自己負担金	2,000円
市負担金	5,000円
<hr/>	
1件あたり	15,300円